

# 令和4・5年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011・資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、2年に1度、見直しを行います。  
この度、令和4・5年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。  
所得の低い方には、保険料の軽減措置があります。また、計算例を3ページに掲載しています。  
みなさまの令和4年度の保険料は、7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。

	令和4・5年度	令和2・3年度	比較
所得割率	<b>8.39%</b>	8.39%	据え置き
均等割額	<b>43,400円</b>	43,400円	据え置き
賦課限度額	<b>660,000円</b>	640,000円	2万円引き上げ※

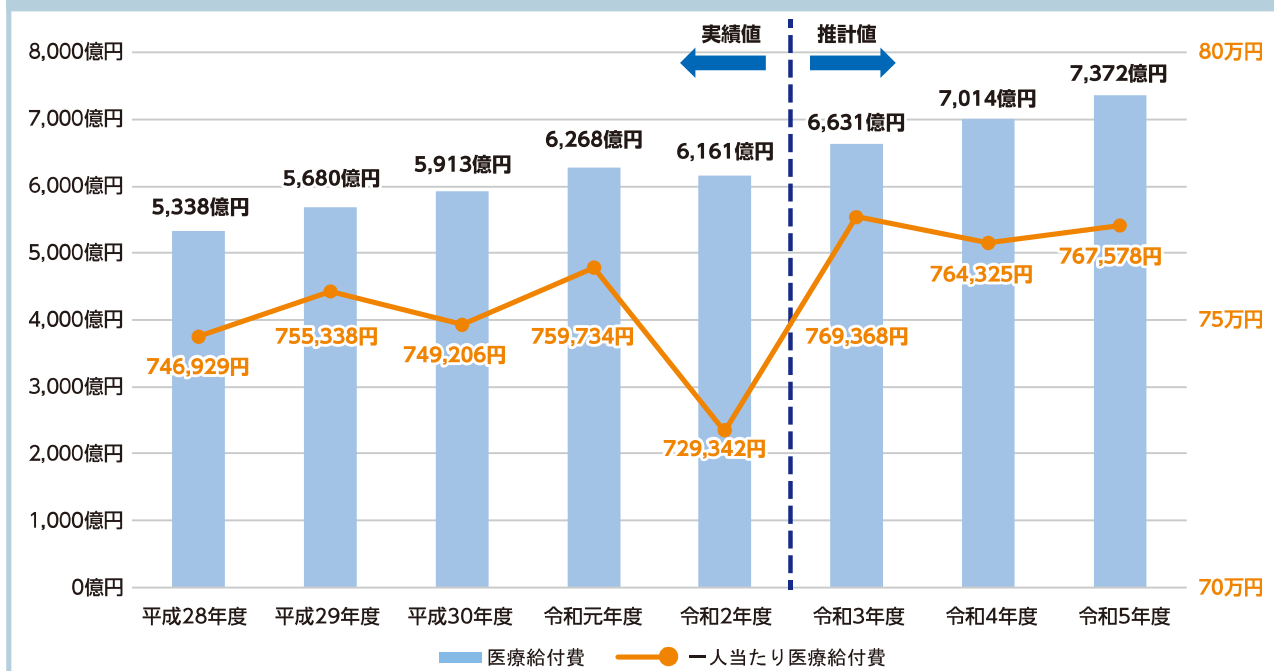
※今回の賦課限度額の引き上げは、賦課限度額の超過被保険者の割合や、国保の賦課限度額引き上げの状況等が考慮され、国により見直しが行われたものです。

## 保険料率の主な改定要因

保険料率は、2年間の医療給付費(医療費総額から医療機関等の窓口で支払った自己負担額を除いた費用)等に応じて定めることになっています。

後期高齢者負担率\*の引き上げは保険料率上昇の要因となりますが、令和4年度の診療報酬改定(マイナス改定)等により、一人当たり医療給付費の抑制が見込まれることや、保険料調整基金(決算剰余金)の活用により、保険料率の上昇を抑制できることから、保険料率は据え置きとなりました。

## 千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移



※後期高齢者負担率とは

医療給付費のうち、被保険者のみなさまが負担する保険料でまかなう割合です(全国一律)。

被保険者数の増加と現役世代人口の減少により、令和4・5年度は11.72%(前回は11.41%)となりました。

令和4・5年度の保険料率に関するご質問等は、  
千葉県後期高齢者医療広域連合コールセンター(0570-080280)  
にお問い合わせください。